

## 中小企業輸送費支援事業 Q & A (令和2年9月30日更新)

### 1. 補助対象者関係

Q1. 補助金の補助対象者はどのようになりますか？
事業所が佐世保市内にあり、自社製品を製造している中小企業者が対象となります。 ※日本標準産業分類（平成25年10月改定）の大分類E－製造業に該当する事業を営んでいる方が対象となります。 （日本標準産業分類： <a href="https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm">https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm</a> ） ※佐世保市内の確認は納税証明書の提出を受けることで行っております。
本社が佐世保市外の企業であっても、佐世保市内に支店等がある場合は対象となります。ただし、この場合、受注契約等の際には、支店としての契約を行っていただく必要があります。
Q2. 組合受注は対象となるのですか？
組合受注は対象外となります。あくまで企業間の受注契約が必要となります。

### 2. 申請書類関係

Q3. 申請書類はどこで手に入れることができますか？
申請書の入手先は下記のとおりです。 ○佐世保市観光商工部商工労働課 ○佐世保市ホームページ（アドレス： <a href="http://www.city.sasebo.nagasaki.jp/">http://www.city.sasebo.nagasaki.jp/</a> ）
Q4. 申請書類の『市税に滞納がないことを証明する納税証明書』、『直近の貸借対照表及び損益計算書』、『定款の写し』は申請の都度必要になるのですか？
『市税に滞納がないことを証明する納税証明書』は3か月以内を有効とし、2回目以降の申請の場合には、有効期限内であればコピーでの提出が可能です。 『直近の貸借対照表及び損益計算書』、『定款の写し』は、2回目以降の申請の場合には、前回までの申請の際に提出した内容と同一の場合は省略できます。
Q5. 申請書、事業計画書の作成は納入先毎に必要ですか？
申請書（様式第1号）は複数の納入先でも1枚で可能です。 事業計画書（様式第2号）についても、別紙の事業計画書一覧表を作成することで事業計画書は1枚で可能です。
Q6. 事業計画書（様式第2号）において、配送予定日が複数の場合、まとめて記載することは可能ですか？
まとめて記載していただいて構いません。ただし、配送予定日等の詳細がわかる資料の添付が必要となります。

### 3. 補助制度関係

Q7-1. 令和2年9月30日以前に受注した製造品の輸送費も補助対象となりますか？ （※令和2年9月30日更新）
令和2年10月1日以降に受注した製造品の輸送費が補助対象となります。

事業期間の考え方としましては、受注契約時を事業開始、輸送費の清算が完了した時点を事業完了として、【①受注契約（事業開始）⇒②製造⇒③納品⇒④輸送費用の清算】を1サイクルとし、これを1つまたは複数組み合わせたものが事業期間となります。

ただし、事業期間が補助対象期間内に収まっている必要がありますので、令和2年9月30日以前に受注契約したもの、また、令和4年3月11日以降に輸送費の清算となるものについては、補助の対象外となります。

Q7-2. 条件に『最初に納品した日から1年以内は補助の対象とする。』となっていますが、申請書の事業開始から完了までを1年以内とする必要があるのですか？

事業開始（受注契約）から完了までを1年以内にする必要はありません。

【①受注契約（事業開始）⇒②製造⇒③納品⇒④輸送費の清算】を1サイクルとし、輸送費の清算が完了した時点で事業完了となります。

最初の③納品から1年以内は同一企業に対してであれば、複数回納品を行っても補助対象になります。また、1年以内であれば、納品する製造品の種類が変更となっても構いません。ただし、1年以内に④清算が完了する事業が対象です。

（例）令和2年12月1日に最初の納品を行えば、同一企業に対しては令和3年11月30日事業完了分までは補助対象となります。

Q8. 納品する製品は新製品でない対象にならないのですか？

納品する製品については新製品でも既存の製品でもどちらでも対象となります。

Q9. 製造を外注する場合に補助の対象となるのですか？

製造の一部を外注して製品を作る場合は対象となります。

自社で全く製造を行わず、他社で製品を作らせたものを自社の名称で販売する場合などは、業種が製造業以外に分類されますので、対象とはなりません。

※詳しくは日本標準産業分類（H25.10改定）の大分類E－製造業をご確認ください。

Q10. 新規取引先、半年以上取引のない先はどのようにして確認を行うのですか？

『過去半年間の取引先が把握できる資料』を提出書類としています。様式は任意の様式で構いません。取引先名、最後の取引日（納品日）がわかる書類を提出してください。

Q11. 九州圏外の取引先が対象となっていますが、海外などは対象となるのですか？

納品先が海外の場合でも対象となります。また、沖縄県に関しても九州圏外として対象とします。

Q12. 新規取引先が九州圏内、納品先が九州圏外の場合は対象となるのですか？

また新規取引先が九州圏外、納品先が九州圏内の場合は対象となるのですか？

納品先が九州圏外であれば対象となります。対象可否は下表のとおりです。

申請者	発注先	納品先	対象可否
市内業者	九州圏外	九州圏外	○
	九州圏内	九州圏外	○
	九州圏外	九州圏内	×

Q13. 補助金の申請は何度でも可能ですか？

補助金上限400万円以内であれば、何度でも申請が可能です。
Q14. 新規取引先は企業だけでなく、個人との取引でも対象ですか？
個人との取引も対象となります。
Q15. 補助対象経費には消費税も含めて良いのですか？
消費税及び地方消費税は対象外となります。(要綱内別表に記載)
Q16. グループ企業、子会社への納品は新規先となるのですか？
既に取り引のある企業のグループ会社、子会社は新規先とはなりません。
Q17. グループ会社に輸送を依頼する場合は補助の対象となるのですか？
グループ会社であっても他社とみなし補助の対象とします。